

新型コロナウイルス感染症に関する

支援情報

新しく追加された支援情報 (P8より)

インフルエンザ予防接種助成事業 (市)

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの**経済負担軽減**のため**助成内容を拡充**します。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給事業 (市)

市内の保育所等および放課後児童クラブ等に勤務する方に対して**慰労金を支給**します。

障害福祉事業者等支援事業 (市)

障害福祉サービス施設・事業所等の事業者を支援するため、**補助金を交付**します。

新型コロナウイルス感染症対応介護サービス提供事業所補助金 (市)

市内の介護サービス提供事業所が、新型コロナウイルス感染症拡大防止をするための**費用を補助**します。

観光サービス支援事業 (市)

市内の観光サービス事業者に対し、**給付金を支給**します。

地域公共交通支援事業 (市)

市内に運行(営業)区域を有する路線バス事業者に対し、**給付金を支給**します。

中小企業等事業継続給付金 (市)

市内の中小企業者および小規模商工事業者に対し、**給付金を支給**します。(法人の給付額が**40万円**に増額、申請済の法人事業者は再度申請してください。)

新しい生活様式 P2へ

感染対策 P3へ

人権相談 P5へ

Go Toキャンペーン P6へ

地方創生臨時交付金活用事業 P27へ

いばらきアマビエちゃん P28へ

茨城版コロナNext 裏表紙へ



目次—もくじ—

新しく追加された支援情報

	助成・給付補助	貸付・融資	猶予・減免	その他	
1 インフルエンザ予防接種助成事業(市)	●				8
2 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給事業(市)	●				8
3 障害福祉事業者等支援事業(市)	●				8
4 新型コロナウイルス感染症対応介護サービス提供事業所補助金(市)	●				9
5 観光サービス支援事業(市)	●				9
6 地域公共交通支援事業(市)	●				9
7 中小企業等事業継続給付金(市)	●				10

市民対象 (引き続き実施している支援情報)

8 国民健康保険税の減免措置(市)			●		11
9 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置(市)			●		11
10 高校生等就学支援事業(市)	●				12
11 労働力アシスト機器購入補助事業(市)	●				12
12 大学生等応援事業(市)	●				13
13 住宅確保給付金(県)	●				13
14 緊急小口資金の貸付(国)		●			13
15 総合支援資金の貸付(国)		●			14
16 子育て世帯への臨時特別給付金(国)	●				14
17 ひとり親世帯臨時特別給付金(国)	●				15
18 介護保険料の減免措置(市)			●		15
19 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(県)	●				16
20 後期高齢者医療保険料の減免措置(市)			●		17
21 国民年金保険料の免除または猶予措置(国)			●		17
22 傷病手当の支給(市)	●				17
23 臨時特別出産祝金交付事業(市)	●				18
24 妊婦へのマスク配布事業(市)	●				18
25 プレミアム付商品券事業(市)				●	19
26 小学校休業等対応支援金(国) ※委託を受けて個人で仕事をする方	●				19
27 「学びの継続」のため「学生支援緊急給付金」(国)	●				20
28 上下水道料金等支払猶予措置(市)			●		20
29 水道料金改定の延期(市)				●	21

事業者対象 (引き続き実施している支援情報)

30 中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置(市)			●		22
31 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置(市)			●		22
32 労働力アシスト機器購入補助事業(市)	●				22
33 農林漁業者への資金繰り支援策(民間)		●			22
34 事業者向け資金繰り支援策(国)		●			24
35 持続化給付金(国)	●				25
36 持続化給付金等申請支援事業(市)	●				25
37 中小企業事業継続応援貸付金(県・市)		●			25
38 小学校休業等対応助成金(国) ※労働者を雇用する事業主の方	●				26
39 上下水道料金等支払猶予措置(市)			●		26
40 水道料金改定の延期(市)				●	26

新しい生活様式

あなたと大切な人の命を守るために

新型コロナウイルス感染症から、**あなたと大切な人の命**を守るよう、
2メートルの対人距離、キャッシュレス決済、横並びでの会話・食事、
体温の計測、こまめな換気を心がけましょう！

ビデオ通話で
オンライン帰省



スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



ジョギングは少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



待てる買い物は
通販で



飲み会は
オンラインで



筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



飲食は持ち帰り、
宅配も



仕事は在宅勤務



会話はマスクをつけて
真正面を避ける



感染対策

3つの密を避けましょう！

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

このような空間に集団で集まることを避けてください。

①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

接触感染に注意！

感染経路の中心は接触感染および飛沫感染です。人と人との距離をとること、家やオフィスの換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりするなど、自己のみならず、他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要です。

人は、無意識に手で顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

(出典：厚生労働省)

感染対策

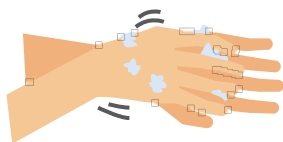
手を洗いましょう！

ドアノブや手すりなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。
外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗いましょう！

- 1** 手をよくぬらした後、石けんをつけ、**手のひら**をよくこすります。



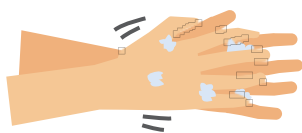
- 2** **手の甲**をのばすようにこすります。



- 3** **指先・爪の間**を念入りにこすります。



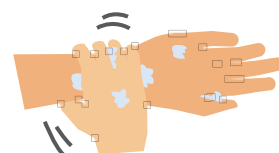
- 4** **指の間**を洗います。



- 5** **親指と手のひら**をねじり洗いします。



- 6** **手首**も忘れずに洗います。



手洗いなし
流水で 15 秒すぎ
ハンドソープで 10 秒 + 流水で 15 秒すぎ
ハンドソープで 10 秒 + 流水で 15 秒すぎ を 2 回



約 1,000,000 個

約 10,000 個

約数 100 個

約数個



ウイルス数の変化

(参考文献) 森功次他：感染症学会誌 .80:496-500(2006)

咳エチケット！

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。咳エチケットを心がけましょう。

3つの咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う



咳やくしゃみを
手でおさえる

インフルエンザ 同時流行に注意！

気温が低く、空気が乾燥する冬は、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ています。「筋肉痛があるからコロナではない」等自己判断せず、まずは身近な公的機関や医療機関に相談してください。

(出典：厚生労働省)

人権相談

相手を思いやり、正確な情報をご確認いただき、冷静な行動を心がけましょう。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、患者や濃厚接触者、医療従事者等への誤った偏見や差別、誹謗中傷が大きな問題になっています。



新型コロナウイルスにかかる不当な差別、偏見をなくしましょう



患者・濃厚接触者等への差別的な行動はやめましょう
思いやりのある行動を心がけましょう



医療・物流等、社会を維持する職業の方に
社会的な理解を深めよう

SNS 等を通じた様々な根拠のない惑わされない
正確な情報をもとに冷静な判断を



戦うべき相手はウイルス



みんなの人権110番

ゼロゼロみんなのひやくとねぼん

0570-003-110

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

STOP! コロナ差別

茨城県新型コロナウイルス感染症に関する特設人権相談窓口

電話番号：029-301-2613 午前9時から午後5時まで
(毎週月～金曜日、祝日および年末年始を除く)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、不確かな情報や、誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗、中傷などの人権侵害による被害を受けた方または受けるおそれのある方は、一人で悩まず、「特設人権相談窓口」へご相談ください。

主なコロナ差別の事例 (STOP! コロナ差別)

- 医療従事者の入店拒否やタクシーの乗車拒否
- 医療従事者の家族に対する、職場および学校等における出勤拒否や登園拒否
- 感染した人やその家族および関係者等に対する誹謗や中傷
- 感染した人の住所や勤務先の詮索、根拠のない情報の拡散
- 治療を終え、復帰した人への差別や嫌がらせ
- インターネット、SNS 上での誹謗や中傷
- 県外への通勤者や県外からの来訪者への非難
- マスクの未着用者への非難
- 外国出身者への暴言や嫌がらせ

心の感染症にかからないために！

新型コロナウイルスは、心の感染症としても私たちの生活に影響を及ぼしています。

新型コロナウイルスとの戦いは長期戦になるかもしれません。それぞれの立場でできることを行い、みんながひとつになって心の感染症を断ち切りましょう！

第2の「感染症」は不安と恐れです

このウイルスは見えませんが、ワクチンや薬はまだ開発されていません。わからないことが多いため、私たちは強い不安や恐れを感じ、ふりまわされてしまうことがあります。それは私たちの心の中でふくらみ、気づか・聴く力・動く力・自分を変える力を弱め、願く間に人から人へ伝染してしまいます。

第3の「感染症」は嫌悪・偏見・差別です

不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして、ウイルス感染にかかわる人や対象を日常生活から遠ざけたり、差別するなど、人と人との信頼関係や社会のつながりが壊されてしまいます。

大切な人と一緒に見てください！
大事な人に教えてあげてください！
(出典：日本赤十字社)

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

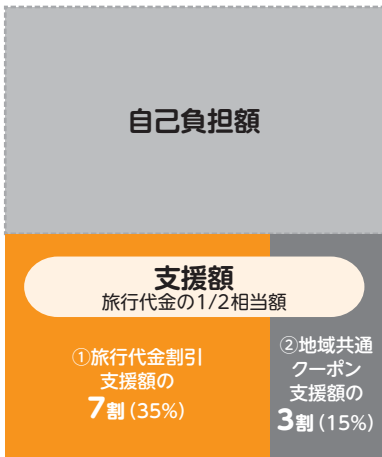


Go To トラベル

Go To トラベルとは？

- ① 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。
- ② 給付額の内7割は旅行代金の割引に3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与します。
- ③ 1人1泊あたり2万円が給付上限となります。日帰り旅行については1万円が上限。
- ④ 連泊や利用回数の制限はありません。

旅行代金の全体



① 1人で1泊20,000円の場合



(支援額上限は1人1泊20,000円)

② 1人で1泊50,000円の場合



(旅行代金の1/2相当額は25,000円)

※1人1泊あたりの旅行代金割引上限金額は14,000円となります。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、変更になる場合があります。

Go To トラベル対象期間

令和2年7月22日～令和3年1月31日宿泊分までの旅行が対象となります。

(国の予算がなくなり次第、終了となる場合があります。最新の情報をご確認ください。)

Go To トラベルの利用

割引旅行商品を申し込む際は、対象の旅行会社の窓口・旅行予約サイトまたは、対象の宿泊施設に直接申し込みください。

<https://goto.jata-net.or.jp/index.html#search>

地域共通クーポン

- 旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして、旅行者に配布します。
(1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入(端数が500円以上の場合は1,000円のクーポンを付与)します。)
- 旅行先の都道府県+隣接都道府県において、旅行期間中に限り使用可能です。
- 紙クーポン、電子クーポンの2種類があり、お釣りは出ません。
- 旅行者・宿泊事業者より配布します。
<https://goto.jata-net.or.jp/index.html#coupon>

旅行者・宿泊事業者より地域共通クーポンの配布

旅行会社の窓口で旅行商品をご購入の方

旅行会社にてご予約完了後に紙クーポンをお受け取りください。

WEBで旅行商品をご購入の方

【紙クーポンの場合】

宿泊施設にてチェックインの際に紙クーポンをお受け取りください。

【電子クーポンの場合】

予約確認メールに電子クーポンサイト(クーポン発行画面)のURLが添付されております。必要事項を入力してクーポンを取得してください。

宿泊施設で直接宿泊商品をご購入の方

宿泊施設にてチェックインの際に紙クーポンをお受け取りください。

クーポンの発行方法(種類)は旅行会社により異なりますので、予約をされている旅行会社のサイトで必ずご確認ください

お問い合わせ先



Go To トラベル事務局



0570-002-442

(受付時間: 10:00~19:00 年中無休)

IP電話等からのお問い合わせ先 03-6636-9457 (受付時間: 10:00~19:00 年中無休)

Go To Eat キャンペーンいばらき



Go To Eat キャンペーンいばらきとは?

「Go To Eat キャンペーンいばらき」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食店に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

- 利用期間 令和2年10月30日(金)～令和3年3月31日(水)
- 販売期間 令和2年11月6日(金)10:00～令和3年1月31日(日)23:29
- 販売場所 全国のセブン・イレブン マルチコピー機またはセブンチケットサイトで購入いただけます。
<http://7ticket.jp/go/l000071>



どなたでもお買い求めいただけます。

1セットにつき10,000円(消費税非課税)

1セットにつき25%(2,500円)がプレミアム(上乘せ)となり、12,500円分ご利用いただけます。

※食事券内訳:1,000円券×12枚、500円券×1枚

※販売数量上限に達した場合は、予告なく販売終了となります。

Go To Eat キャンペーン いばらき お問い合わせコールセンター

(利用者向け) 03-5953-5487

(加盟店向け) 03-5953-5489

受付時間: 平日10時～17時(土・日・祝日は休業)、年末年始(12月30日～1月3日)休業

新しく追加された支援情報

1 インフルエンザ予防接種 助成事業(市)

問い合わせ 健康増進課 ☎ 0291-34-6200

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を防ぐとともに、経済的負担の軽減を目的とし助成内容を拡充します。

●支援の内容

助成額 1 回のみ上限 4,000 円 (4,000 円を下回る場合は医療機関の定める額)

※対象者には 9 月に予診票を送付しましたので、令和 3 年 1 月 31 日までに医療機関で接種してください。

対象者

高齢者…65 歳以上の方 (接種日現在) (60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方を含む)

小 児…生後 6 ヶ月以上中学 3 年生以下の方 (接種日現在)

妊 婦…母子健康手帳を交付されている方 (接種日現在の妊婦)

2 新型コロナウイルス感染症 対応従事者慰労金支給事業(市)

問い合わせ こども福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、相当程度心身に負担がかかる状況下において、市民の生活と社会を維持するため、職務に従事した市内の保育所等および放課後児童クラブ等に勤務する方に対して慰労金を支給します。

●支援の内容

従事者 1 人につき、30,000 円を支給します。

対象者

令和 2 年 2 月 11 日から令和 2 年 6 月 30 日までの期間で、通算して 10 日以上、市内の保育所等および放課後児童クラブ等に勤務していた方 (退職者含む)

●必要書類等

- (1)支給申請書兼請求書
- (2)本人確認の写し
- (3)振込先口座の写し

●申請期限

令和 3 年 1 月 31 日

●申請方法

- (1)申請書は、保育所等および放課後児童クラブ等の代表者を通し配布します。
- (2)必要事項を記入し、各施設の代表者へ提出してください。

3 障害福祉事業者等支援事業(市)

問い合わせ 社会福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

障害福祉サービス施設・事業所等の事業者が、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、障害福祉サービス等を継続的に提供することを支援するため、補助金を交付します。

●支援の内容

感染症対策に係る経費について、1 事業所当たり上限 20 万円を補助します。

対象者

本市に所在地を有する生活介護、短期入所、就労継続支援 B 型、共同生活援助、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス施設・事業所等の事業者

●必要書類等

- (1)交付申請書
- (2)実績報告書
- (3)請求書

●申請期限

令和 3 年 2 月 1 日

●申請方法

- (1)申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、社会福祉課の窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、社会福祉課へ郵送または持参により提出してください。

4 新型コロナウイルス感染症対応 介護サービス提供事業所補助金(市)

問い合わせ 介護福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

市内介護サービス提供事業所が、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な消耗品および備品等を購入するための費用を補助します。

●支援の内容

1 事業所当たり 30 万円を上限に補助します。

対象者

市内介護サービス提供事業所

●必要書類等

- (1)交付申請書 (2)見積書等
- (3)その他(参考書類:カタログ)

●申請期限

令和 2 年 12 月 18 日

●申請方法

- (1)申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
- (2)必要書類を、介護福祉課へ郵送または持参により提出してください。

5 観光サービス支援事業(市)

問い合わせ 商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている市内の観光サービス事業者に対し、事業の継続を支える資金として給付金を支給します。

●支援の内容

【給付額】

- バス事業者(道路運送法第 4 条による許可を受けた一般貸切および乗合旅客自動車運送事業者) …基本額 50 万円、配置車両 1 台につき 2 万円。
- タクシー事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者) …基本額 25 万円、配置車両 1 台につき 1 万円。
- 自動車運転代行業者(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 4 条による許可を受けている事業者) …1 事業者当たり 25 万円。

○旅館業者(旅館業法第 3 条による営業許可を受けている事業者) …1 事業者当たり 50 万円。

対象者

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までのうち、令和元年同月比で売上が 30%以上減少した月があること。
※平成 31 年 1 月以降に創業した方や天災等の影響により、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日の間における売上が減少した方などには特例があります。
- ②交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。
- ③交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと。
- ④行方市暴力団排除条例(平成 23 年行方市条例第 21 号)に規定する暴力団の関係者でないこと。

●必要書類等

- (1)申請書兼請求書
※市ホームページからダウンロードできます。
また、商工観光課の窓口にも備え付けてあります。
- (2)確定申告書類 ※收受日付印が押されていること
- (3)売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(〇年〇月と明確な記載があるもの)
- (4)事業許可証の写し
- (5)配置車両の車検証の写し(バス・タクシー事業者の場合)
- (6)申請者本人名義の口座通帳の写し
- (7)本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書) 例:運転免許証

●申請期限

令和 3 年 1 月 15 日(事前予約制)

●申請方法

事前予約は、商工観光課までご連絡ください。

6 地域公共交通支援事業(市)

問い合わせ 商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

市内に運行(営業)区域を有する路線バス事業者に対し、事業の継続を支える資金として給付金を支

給します。

●支援の内容

【給付額】路線1系統当たり10万円。

対象者

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月までのうち、令和元年同月比で売上が30%以上減少した月があること。
※平成31年1月以降に創業した方や天災等の影響により、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間における売上が減少した方などには特例があります。
- ②交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。
- ③交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと。
- ④行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団の関係者でないこと。

●必要書類等

- (1)申請書兼請求書
※市ホームページからダウンロードできます。
また、商工観光課の窓口にも備え付けてあります。
- (2)確定申告書類 ※收受日付印が押されていること
- (3)売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇年〇月と明確な記載があるもの）
- (4)事業許可証の写し
- (5)申請者本人名義の口座通帳の写し
- (6)本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書） 例：運転免許証

●申請期限

令和3年1月15日（事前予約制）

●申請方法

事前予約は、商工観光課までご連絡ください。

7 中小企業等事業継続給付金(市)

問い合わせ 商工観光課 ☎0291-35-2111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている市内の中小企業者および小規模

商工事業者に対し、事業の継続を支える資金として、給付金を支給します。また、今回、法人の給付額を40万円に増額しましたので、すでに申請されている法人事業者は再度申請してください。

●支援の内容

【給付額】

- 法人…1業者当たり40万円（定額）
- 個人…1業者当たり20万円（定額）

対象者

【給付対象の主な要件】

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月までのうち、令和元年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月があること。
※平成31年1月以降に創業した方や天災等の影響により、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間における売上が減少した方などには特例があります。
- (2)国の実施する持続化給付金を受けていないこと、または今後受ける予定のないこと。
- (3)交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (4)交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと。
- (5)行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団関係者でないこと。

●必要書類等

- (1)申請書兼請求書
※市ホームページからダウンロードできます。
また、商工観光課の窓口にも備え付けてあります。
- (2)令和元年分確定申告書類 ※收受日付印が押されていること
- (3)売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇年〇月と明確な記載があるもの）
- (4)申請者本人名義の口座通帳の写し
- (5)本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書） 例：運転免許証

●申請期限

令和3年1月15日（事前予約制）

●申請方法

事前予約は、商工観光課までご連絡ください。

市民対象(引き続き実施している支援情報)

8 国民健康保険税の減免措置(市)

問い合わせ 税務課 ☎ 0299-72-0811

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が減収等をしているとき、申請により要件を満たす場合は減免措置を実施します。

●支援の内容

国民健康保険税の減免(全額免除または一部免除)

対象者

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

※国民健康保険税を全額免除

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

※国民健康保険税の一部を減額

※(2)の方の具体的な要件

主たる生計維持者について

①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

ただし、主たる生計維持者の前年の所得が0円の場合は減免対象外

●必要書類等

(1)申請書 (2)還付先口座振込依頼書

※申請者の収入の種類や状況によって、必要な添付書類が異なります。

※納税通知書に同封したリーフレットでご確認をお願いします。

※リーフレットをお持ちでない場合は、市ホームページまたは各庁舎窓口にて備えてあるリーフレットをご確認ください。

●申請期限

令和3年3月31日

●申請方法

(1)申請書等は、市ホームページからダウンロード

できます。また、各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。

(2)必要書類を、税務課へ郵送または持参により提出してください。

※申請後も不足書類の提出をお願いする場合があります。

※申請後、基準の計算式による判定で不承認となる場合があります。

9 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置(市)

問い合わせ 収納対策課 ☎ 0299-72-0811

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の地域社会経済に与える影響が甚大なものであることを鑑み、感染症およびその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者を支援するため、緊急に必要な税制上の措置を実施します。

●支援の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

対象となる市税は令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)になります。

対象者

以下①②いずれも満たす納税者・特別徴収義務者

①新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

●必要書類等

(1)徴収猶予申請書(特例)

(2)収入や現預金の状況が分かる資料

●申請期限

当該市税の納期限日

●申請方法

- (1)申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、収納対策課へ郵送または持参により提出してください。

10 高校生等就学支援事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎ 0299-72-0811

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響を鑑み、高校生等の保護者に対し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、子育て支援および定住促進を目的として就学支援に関する補助金を交付します。

●支援の内容

- 高校生等1人につき、2万円を1回交付します。
- ※高校生等…高等学校（全日制・定時制・通信制）
 - ※専攻科・別科を除く）、中等教育学校の後期課程（※専攻科・別科を除く）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設）、各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設および告示で指定した外国人学校）に就学している生徒

対象者

令和2年7月1日現在、高等学校等に就学している高校生等を監護し、行方市に住所を有する保護者（代表者1人）

●必要書類等

- (1)交付申請書
- (2)請求書
- (3)高校生等の在学証明書または生徒証明書の写し
- (4)保護者および高校生等が記載された住民票謄本の写し
 - ※発行日から1か月以内のものに限る。ただし、申請書内の個人情報の確認に同意することにより、住民票謄本の写しは、不要となります。
- (5)保護者の身分証明書の写し
- (6)保護者の金融機関通帳等の写し
 - ※振込先が確認できるもの
- (7)その他書類を求める場合があります。

●申請期限

令和3年3月31日

●申請方法

- (1)申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

11 労働力アシスト機器購入補助事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎ 0299-72-0811

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、介護分野や農業分野における重労働作業等の身体的負担を軽減させるため、労働力アシスト機器の購入に要する経費を補助します。

●支援の内容

- 対象となる労働力アシスト機器の購入額の2分の1、または50,000円のどちらか低い額を補助します。
- ※1世帯1機、法人の場合は2機を限度とします。
 - ※申請を希望される方は、デモ機を備え付けてありますので、購入前に、企画政策課まで、お問い合わせください。
 - ※交付決定前に購入された労働力アシスト機器の経費は、補助の対象になりません。

対象者

市内に住所を有する方、または市内に主たる事務所または事業所を有する法人

●必要書類等

- (1)交付申請書
- (2)対象経費の明細を記した見積書の写し
- (3)購入する機械等の性能が分かる資料(カタログ等)
- (4)その他必要と認める書類

●申請期限

令和3年3月1日

●申請方法

- (1)申請書は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。

(2)必要書類を、企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

12 大学生等応援事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎ 0299-72-0811

●支援の目的

大学生等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている場合が多いと思われることから、本市出身で市外在住の学生に対し、地域産品等を活用した応援物資を給付することによって生活を支援します。

●支援の内容

行方市の地域産品および新型コロナウイルス感染症予防のための物品、その他生活支援のための応援物資を給付します。

対象者

- (1)学生本人が本市出身で、市外に在住し（住民登録は本市のままでも可）、かつ保護者等が本市に住民登録している大学生等
 - ※大学生等…大学、大学院、短期大学、専門学校および予備校等に在学している学生
 - ※学校が通学規制や遠隔授業を決定したため、市外住居から一時的に実家に戻り、自宅学習をしている学生も対象とします。

●必要書類等

- (1)給付申請書
- (2)給付対象者が、市外において、生活していることを確認できる書類等の写し
 - ※アパートや寮の入居契約書、光熱水費等の請求書や領収書・使用明細、公的機関から市外住所地に届いた学生本人宛の通知等
- (3)給付対象者が、学生であることを確認することができる書類等の写し

●申請期限

令和2年11月30日

●申請方法

- (1)申請書は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)行方市ホームページから「いばらき電子申請・届出サービス」により申請、または必要書類を、

13 住宅確保給付金(県)

問い合わせ 社会福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至ってはいたないが、こうした状況と同程度の状況に陥り、住居を失う恐れが生じている方々に対して、一定期間家賃相当額を支給します。

●支援の内容

離職等により経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失う恐れのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3カ月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の貸主に支給します。

対象者

離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

●支給要件

- (1)申請月の世帯収入が、一定額以下であること
- (2)預貯金および現金の合計額が、一定額以下であること
- (3)誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

●支給期間

原則3カ月（求職活動等を誠実にしている場合は3カ月延長可能（最長9カ月まで））

●申請方法

生活困窮者支援相談窓口（社会福祉課内）に、ご相談ください。

14 緊急小口資金の貸付(国)

問い合わせ 行方市社会福祉協議会 ☎ 0299-36-2020

●支援の目的

新型コロナウイルスの影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を貸付します。

●支援の内容

- (1)貸付上限 20万円以内

- (2)据置期間 1年以内
- (3)償還期限 2年以内 ※無利子・保証人不要

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（主に休業された方向け）

●必要書類等

- (1)借入申込書
- (2)借用書
- (3)重要事項説明書
- (4)収入の減少状況に関する申立書
- (5)住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）
- (6)預金通帳またはキャッシュカードの写し
- (7)本人確認書類の写し

●申請期限

令和2年12月31日

●申請方法

必要書類を、社会福祉協議会へ郵送または持参により提出してください。（原則郵送）

15 総合支援資金の貸付(国)

問い合わせ 行方市社会福祉協議会 ☎ 0299-36-2020

●支援の目的

新型コロナウイルスの影響を受けた失業または収入の減少により、日常生活の維持が困難となった場合に、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

●支援の内容

- (1)貸付上限
 - ① 2人以上の世帯：月20万円以内
 - ② 単身世帯：月15万円以内※貸付期間：原則3カ月以内
- (2)据置期間 1年以内
- (3)償還期限 10年以内 ※無利子・保証人不要

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

●必要書類等

- (1)借入申込書
- (2)借用書
- (3)重要事項説明書
- (4)収入の減少状況に関する申立書
- (5)住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）
- (6)預金通帳またはキャッシュカード（コピー）
- (7)本人確認書類（コピー）

●申請期限

令和2年12月31日

●申請方法

必要書類を、社会福祉協議会へ郵送または持参により提出してください。（原則郵送）

16 子育て世帯への臨時特別給付金(国)

問い合わせ こども福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活の支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

●支援の内容

対象児童1人につき、10,000円を支給します。

対象者

対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方

※特例給付（所得制限超過により、児童1人あたり月額5,000円の児童手当を受給している方）は支給対象になりません。

【対象児童について】

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童（平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども）

※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）等も対象となります。

●必要書類等

子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）
【公務員】

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しの添付が必要です。

※必ず所属庁の証明を受けた上で申請してください。

●申請期限

令和2年11月30日

●申請方法

(1)公務員の方

所属庁からの案内に従い、職場の証明を受けた上で申請してください。

令和2年3月31日時点で行方市に住民票のある方が対象となります。

(2)公務員以外の方

令和2年6月25日にすでに支給が完了しております。振り込みが確認できない場合には、こども福祉課までご連絡ください。

も対象となります。

※2 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(2)追加給付

上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

17 ひとり親世帯臨時特別給付金(国)

問い合わせ こども福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯において子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

●支援の内容

(1)基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算

(2)追加給付 1世帯5万円

●必要書類等

(1)基本給付

ア 基本給付①に該当する方
申請不要

イ 基本給付②に該当する方

【基本給付】申請書(公的年金等受給者用)
収入額申立書(公的年金等)申請者本人用
収入額申立書(公的年金等)扶養義務者用
所得額申立書(公的年金等)

ウ 基本給付③に該当する方

【基本給付】申請書(家計急変者用)
収入見込額申立書(家計急変)申請者本人用
収入見込額申立書(家計急変)扶養義務者用
所得見込額申立書(家計急変)

(2)追加給付

基本給付①または②に該当する方 【追加給付】
申請書

(3)基本給付の受給を拒否される方 給付金受給拒否の届出書

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

対象者

(1)基本給付

18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童、または申請時点特別児童扶養手当を受給し、一定の障害の状態にある20歳未満の者を監護しており、以下の①～③のいずれかに該当する方(児童扶養手当法に定める支給要件に該当する方および養育者の方も対象となります。)

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方

②公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※1 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方

●申請期限

令和3年1月31日

●申請方法

申請書に必要事項を記入し、こども福祉課、または各庁舎総合窓口へ提出してください。

18 介護保険料の減免措置(市)

問い合わせ 介護福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等により、介護保険料の納付が困難となった方を支援するため、介

介護保険料を減免します。

●支援の内容

介護保険料の減免措置を実施します。

対象者

(1) 65歳以上の第1号被保険者の方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、下記（ア・イ）の要件いずれも該当する方
ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である方

●必要書類等

- (1) 介護保険料減免・徴収猶予申請書
- (2) 介護保険料減免・徴収猶予理由書
- (3) 同意書 (4) その他

対象者①に該当する方

診断書等の写し

対象者②に該当する方

主たる生計維持者の事業収入等が減少したことが分かる書類売上帳、給料明細書等の写し

●申請期限

令和3年3月31日

●申請方法

必要書類を、介護福祉課に郵送または持参により提出してください。

19 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(県)

問い合わせ 介護福祉課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

介護サービス事業所・施設等および勤務する職員が、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに鑑み、支援およ

び給付をします。

●支援の内容および対象者

(1) 感染症対策の支援

- ・対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など
- ・支援対象経費：かかり増し経費
(例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用など
- ・助成上限額：サービス類型毎に設定
(例) 通所介護(通常規模型)89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数

(2) 介護サービス再開に向けた支援

- ① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成
・対象事業所：令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所
・助成額：1利用者あたり1,500円～6,000円
- ② 在宅サービス事業所における環境整備への助成
・対象事業所：令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所
・支援対象経費：「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費など
・助成上限額：20万円

(3) 職員の皆様への慰労金の支給

- ・対象者：対象期間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- ・支援額：感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者とは接する職員 20万円 その他の事業所で勤務し利用者とは接する職員 5万円

●必要書類および申請方法

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)を茨城県ホームページで、ご確認ください。

●申請期限

令和3年3月31日

20 後期高齢者医療保険料の減免措置(市)

問い合わせ 国保年金課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を罹患もしくは収入の減少が見込まれる方を支援するため、後期高齢者医療保険料を減免します。

●支援の内容

令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限がある後期高齢者医療保険料の全部または一部を減免します。

対象者

後期高齢者医療被保険者

●必要書類等

- (1)申請書
- (2)死亡または罹患等の事実を証する書類（死亡または重篤な傷病をり患した場合）
- (3)令和元年中の収入がわかる資料および令和2年中の収入が減少することがわかる資料（収入の減少が見込まれる場合）

●申請期限

令和3年3月31日

●申請方法

必要書類を、国保年金課へ郵送または持参により提出してください。

21 国民年金保険料の免除または猶予措置(国)

問い合わせ 国保年金課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少等が生じ、国民年金保険料の納付が困難となった方を支援するため、保険料納付を免除または猶予します。

●支援の内容

国民年金保険料納付の免除または猶予します。

対象者

国民年金第1号被保険者の方で、以下の2点いずれにも該当する方

- (1)令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- (2)令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込額が国民年金保険料の免除基準相当になることが見込まれる方

●必要書類等

- (1)国民年金保険料免除、納付猶予申請書
- (2)所得の申立書
 - ※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
 - ※学生の場合は、学生証等が必要となります。

●対象期間

令和元年度分

令和2年2月分から令和2年6月分まで

令和2年度分

令和2年7月分から令和3年6月分まで

●申請方法

必要書類を、国保年金課または最寄りの年金事務所へ郵送または持参により提出してください。

22 傷病手当の支給(市)

問い合わせ 国保年金課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む）に、会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられなかった期間について、一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給します。

●支援の内容

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間について、（直近の継続し3カ月間の給与収入の合計金額÷就労日数）×（3分の2）×（支給対象となる日数）について支給します。

対象者 以下の要件をすべて満たす方

- (1)国民健康保険および後期高齢者医療に加入されている方で、被用者である方
- (2)新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状により感染の疑いがあり、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方
- (3)労務に服することができなかった期間について、給与等の全額または一部が支払われていない方

●必要書類等

- (1)申請書
 - (2)事業主の証明
 - (3)医師の意見書（医療機関を受診した場合）
 - (4)請求書
 - (5)印鑑
 - (6)保険証
 - (7)振込口座のわかるもの
 - (8)身分証明書等
- ※(1)～(4)の書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、国保年金課にも備え付けてあります。

●申請期限

労務不能であった日ごとにその翌日から2年

●申請方法

必要書類を、国保年金課へ郵送または持参により、提出してください。

23 臨時特別出産祝金交付事業(市)

問い合わせ 健康増進課 ☎ 0291-34-6200

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症が市民生活に影響を及ぼすことが長期化することを踏まえ、国の特別定額給付金事業の基準日（令和2年4月27日）以降に出生された子どもを対象に祝金を交付します。

●支援の内容

対象者1名につき10万円を1回交付します。

対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、市の住民基本台帳に記録され、かつ、母親が令和2年4月27日時点で市の住民基本台帳に記録されており、申請日まで引き続き市の住民基本台帳に記録されている方

●必要書類等

交付申請書兼請求書（対象者に郵送します。）

●申請期限

令和3年4月30日（予定）

●申請方法

必要書類を、健康増進課へ郵送または持参により提出してください。

24 妊婦へのマスク配布事業(市)

問い合わせ 健康増進課 ☎ 0291-34-6200

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、妊婦の方にマスクを配布します。

●支援の内容

妊婦の方1名につき、50枚配布します。
※厚生労働省の「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策における妊婦へのマスクの配布事業」とは別に、市独自事業として実施しています。

対象者

本市で母子健康手帳の交付を受けた方および本市に里帰りのため居住し、マスクの配布を希望する妊婦の方

●必要書類等

本市で母子健康手帳の交付を受けた方については、申請不要です。

本市に里帰りのため居住し、マスクの配布を希望する妊婦の方は書面によりご申請ください。

●申請期限

随時

●申請方法

本市で、母子健康手帳の交付を受けた方には、当該手帳を交付の際にマスクをお渡しします。

本市に、里帰りのため居住しマスクの配布を希望する妊婦の方は、行方市保健センター（旧北浦保健センター）にて、申請してください。

25 プレミアム付商品券事業(市)

問い合わせ先 商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、プレミアム付商品券を発行し、市民生活を支援するとともに、消費の拡大を図ります。

●支援の内容

商品券 15,000 円分(1 セット)を 10,000 円で販売します。

1 世帯 1 セットに限り購入可能

対象者

行方市内の全世帯

●販売期間

令和2年10月1日～令和2年11月13日

●使用期限

令和3年1月31日 ※期限を過ぎたものは無効

●購入方法

購入申し込みはがき（10月1日より順次発送）を持参し、市内郵便局にてお買い求めいただけます。

※商品券の加盟店（使用できるお店）につきましては、随時市ホームページに掲載していきますので、ご確認ください。

26 小学校休業等対応支援金(国)

※委託を受けて個人で仕事をする方

問い合わせ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

●支援金額

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

（4月1日以降の就業できなかった日については、1日当たり7,500円（定額））

対象者

(1) ①または②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども

※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の過程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

(2) 一定要件

①個人で就業する予定であった場合

②業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

●適用日

令和2年2月27日～12月31日

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

●申請期間

仕事ができなかった日が令和2年2月27日から令和2年9月30日までの期間分

▶令和2年3月18日～令和2年12月28日

仕事ができなかった日が令和2年10月1日から令和2年12月31日までの期間分

▶令和2年10月1日～令和3年3月31日

「学びの継続」のため「学生支援緊急給付金」(国)

問い合わせ 各大学等

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた中で、さらなる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、給付金により支援します。

●支援の内容

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているものに給付金を給付します。

給付額 住民税非課税世帯の学生：20万円
上記以外の学生：10万円

対象者

国立私立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（※留学生を含む）の学生で、次の①～④の要件を満たし、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断したものを。

- (1)家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
 - ①家庭から多額の仕送りを受けていない
 - ②原則して自宅外で生活をしている（自宅生も可）
 - ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
 - ④家庭の収入減少等により、家庭から追加的給付が期待できない
- (2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上）
- (3)既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること
原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと
 - ①修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ）
 - ②修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課

税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6月）まで利用している方（今後利用予定の者を含む。以下同じ）

- ③世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している方
- ④要件を満たさないため新制度または無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用している方

●申請方法等

在学している各大学等に申請してください。

28 上下水道料金等支払猶予措置(市)

問い合わせ 水道課（泉配水場） ☎ 0299-55-1108
下水道課 ☎ 0299-55-0111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が減少しているなど、生活に困窮し、一時的に上下水道料金等の支払が困難になった方（個人および法人）に対し、支払いを猶予します。

●支援の内容

令和2年2月使用分（3月請求分）から納付期限を令和3年3月末（最大）まで延長します。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に上下水道料金等の支払が困難となった方（個人および法人）

●必要書類等

支払猶予申請書 ※市ホームページからダウンロード、または水道課（泉配水場）および下水道課に備え付けてあります。

●申請期限

令和3年2月28日

●申請方法

支払猶予申請書を、水道課（泉配水場）または下水道課へ持参により提出してください。

29 水道料金改定の延期(市)

問い合わせ 水道課 (泉配水場) ☎ 0299-55-1108

●支援の目的・内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響が広範囲に及ぶことから、市民および市内企業等の負担軽減を図るための生活支援策として、令和2年6月使用分から改定(値上げ)する予定であった水道料金を、令和3年2月使用分まで現行料金のまま据え置きます。

●改定時期

水道料金等(給水料金および加入金)

改定の実施時期の延期

延期前 令和2年6月使用分(7月請求分)から



9カ月の延期



延期後 令和3年3月使用分(4月請求分)から

事業者対象(引き続き実施している支援情報)

30 中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置(市)

問い合わせ 税務課 ☎ 0299-72-0811

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減します。

●支援の内容

(1)「令和3年度」固定資産税の軽減措置

一定の3ヵ月間の事業収入が30%以上減少した中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を減免します。

(2)生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、運用対象に一定の事業用家屋および構築物を加え、適用期限を2年延長します。
※申請方法など詳細が決定次第、改めてお知らせします。

31 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置(市)

問い合わせ 収納対策課 ☎ 0299-72-0811

内容は「市民の皆さまへ9」と同じ、P11を参照して下さい。

32 労働力アシスト機器購入補助事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎ 0299-72-0811

内容は「市民の皆さまへ11」と同じ、P12を参照して下さい。

33 農林漁業者への資金繰り支援策(民間)

問い合わせ 日本政策金融公庫 水戸支店 ☎ 029-232-3623
本店フリーコール ☎ 0120-926-478
JAなめがたしおさい農業協同組合 ☎ 0299-93-5510

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による減収等で当面の資金繰りにお困りの農林漁業者を支援します。

●支援の内容

農林漁業セーフティネット資金や農業経営基盤強

化資金(スーパーL資金)等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等の措置を実施します。

対象者

認定農業者等

●農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

(1)農業経営基盤強化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

(2)借入対象者

認定農業者であること

(3)資金使途

農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金(負債整理含む)等

(4)借入限度額

個人は3億円(複数部門経営等は6億円)以内、法人は10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)以内

(5)金利

当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。

(6)融資期間

25年以内(うち据置期間10年以内)

(7)担保

実質無担保

(8)取扱融資機関

日本政策金融公庫

●農林漁業セーフティネット資金

(1)農林漁業セーフティネット資金とは

一時的な影響に対し、経営の維持安定に必要な長期資金です。

(2)借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

(3)資金使途

長期運転資金

(4)借入限度額

1年間の経営費または粗収益に相当する額(いづれか低い方)、簿記記帳を行っていない方は1,200万円以内

(5)金利

当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。

(6)融資期間

10年以内(うち据置期間3年以内)

(7)担保

実質無担保

(8)取扱融資機関

日本政策金融公庫

●経営体育成強化資金<前向き投資資金>

- (1)経営体育成強化資金<前向き投資資金>とは
農業経営の改善のために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等
- (3)資金使途
農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金（長期運転資金は集落営農組織などに限る）
- (4)借入限度額
貸付けを受ける者が負担する額の80% ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して、個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
25年以内（うち据置期間3～10年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関
日本政策金融公庫

●経営体育成強化資金 <償還負担軽減資金（①再建整備資金）>

- (1)経営体育成強化資金<償還負担軽減資金（①再建整備資金）>とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
主業農業者、認定新規就農者等
- (3)資金使途
制度資金以外の負債整理資金
- (4)借入限度額
個人は1,000万円～2,500万円以内、法人は4,000万円以内。ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
25年以内（うち据置期間3年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関

日本政策金融公庫

●経営体育成強化資金 <償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）>

- (1)経営体育成強化資金<償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）>とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
主業農業者、認定新規就農者等
- (3)資金使途
制度資金以外の負債整理資金
- (4)借入限度額
経営改善計画期間中（個人：5年間、法人：10年間）に支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額。ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
25年以内（うち据置期間3年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関
日本政策金融公庫

●農林漁業施設資金

- (1)農林漁業施設資金とは
施設の整備等のために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
①農業を営む者
②農業協同組合、農業協同組合連合会等
- (3)資金使途
農機具、共同利用施設などの施設資金
- (4)借入限度額
①は原則、貸付けを受ける者が負担する額の80%（但し、資金使途によっては上限額あり）
②は負担額の80%
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
①は原則15年（うち据置期間3年）以内、②は原則20年（うち据置期間3年）以内
- (7)取扱融資機関
日本政策金融公庫

●農業近代化資金

- (1)農業近代化資金とは
農業経営の改善のために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
認定農業者、主業農業者、認定新規就農者および集落営農組織等
- (3)資金使途
農機具、農舎等の施設資金および長期運転資金
- (4)借入限度額
個人は1,800万円以内、法人・団体は2億円まで（農業参入法人は1億5千万円まで）
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
資金使途に応じて、7～20年以内（うち据置期間は2～7年以内）
- (7)保証
農業信用基金協会の保証を利用される場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除
※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。
- (8)取扱融資機関※
農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫および、信用組合
※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

●農業経営負担軽減支援資金

- (1)農業経営負担軽減支援資金とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
負債の償還が困難となっている農業者
- (3)資金使途
負債整理資金
- (4)借入限度額
営農負債の残高
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
10年以内（うち据置期間3年以内）※ただし、年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合は、15年以内
- (7)保証
農業信用基金協会の保証を利用される場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除
※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。
- (8)取扱融資機関※

農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫および信用組合

※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

34 事業者向け資金繰り支援策(国)

問い合わせ 取引のある金融機関
最寄りの信用保証協会
商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者や小規模事業者の資金繰りを支援します。

●支援の内容

- (1)セーフティネット保証4号
幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。※売上高が前年同月比▲20%以上減少している場合
- (2)セーフティネット保証5号
特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。※売上高が前年同月比▲5%以上減少している場合
- (3)危機関連保証
全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、一般枠・セーフティネット保証枠とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証。※売上高が前年同月比▲15%以上減少している場合

対象者

中小企業または小規模事業者 ※市内に、本店または主たる事業所を有していること。

●申請期限

- (1)セーフティネット保証4号 令和2年12月1日
- (2)セーフティネット保証5号 令和3年1月31日
- (3)危機関連保証 令和3年1月31日

●申請方法

- (1)取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- (2)対象となる中小企業者や小規模事業者は商工観光課から認定申請書を取得し、保証付き融資の申し込みをしてください。

35 持続化給付金(国)

問い合わせ 持続化給付金相談窓口(経済産業省)
☎ 0120-279-292
商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

●支援の内容

中小企業等：200万円

個人事業者：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

対象者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- (2)令和元年以前から事業により収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- (3)法人の場合
 - ①資本金の額または出資の総額が、10億円未満の法人
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人

●申請期限

令和3年1月15日

●必要書類等

- (1)令和元年分の確定申告書類 ※收受日付印が押されていること (e-Taxの場合は受信通知)
- (2)売上台帳や帳簿等、対象月の月別事業収入が分かるもの(〇年〇月と明確な記載があるもの)
- (3)申請者本人名義の口座通帳の写し(法人の場合は法人名義または代理者名義も可)
- (4)本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書) 例：運転免許証

●申請方法

電子申請(持続化給付金の申請用ホームページから申請してください。)

●特記事項

「36. 持続化給付金等申請支援事業(市)」をご参照ください。

36 持続化給付金等申請支援事業(市)

問い合わせ 商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、行方市申請支援会場を開設しています。

●支援の内容

(1)開催場所 行方市北浦公民館 1階 講義室

(2)開催期間 令和2年7月15日～12月23日
(毎週水曜日) 午後1時～午後5時

※会場は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、完全予約制とします。

※予約が無くご来場された方は、支援が受けられませんのでご注意ください。

対象者

持続化給付金等の電子申請が困難な方

●必要書類等

- (1)令和元年分確定申告書類 ※收受日付印が押されていること。(e-Taxの場合は受信通知)
- (2)売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(〇年〇月と明確な記載があるもの)
- (3)申請者本人名義の口座通帳の写し(法人の場合は法人名義または代理者名義も可)
- (4)本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書)
例：運転免許証

●申請方法

事前予約は、商工観光課までご連絡ください。

37 中小企業事業継続応援貸付金(県・市)

問い合わせ 商工観光課 ☎ 0291-35-2111

●支援の目的

売上が急減した中小企業または個人事業主に対し、県と市が協調して、事業継続のための貸付を行います。

●支援の内容

貸付額

上限：200万円

対象者

- (1)県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で次のいずれにも該当する方
- ①令和元年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
 - ②令和2年1月から12月のうち、令和元年同月比で1か月の売上が50%以上減少している月があること。(昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること。)
 - ③金融機関(a日本政策金融公庫または商工中金およびb民間金融機関)による融資を受けられなかったこと。(令和2年3月以降にaおよびbの両金融機関に融資申込を行い、新規融資を断られたこと。)
 - ④県税・市町村税について、原則として未納がないこと
 - ⑤暴力団等反社会的勢力ではないこと等
- ※審査の結果、貸付が実行できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

必要書類等

- (1)貸付申請書(様式1)
- (2)印鑑証明書
- (3)本人確認書類(写真付)
- (4)商業登記簿謄本
- (5)営業年数が1年未満の個人の場合、事業に着手したことが分かる書類(開業届、許認可証)
- (6)県税納税証明書
- (7)市町村税の完納証明書
- (8)許認可証の写し
- (9)決算書・申告書の写し
- (10)減収月の事業収入額を示した書類

申請期限

令和3年2月26日

申請方法

行方市商工会までご連絡ください。

38 小学校休業等対応助成金(国)

※労働者を雇用する事業主の方

問い合わせ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
☎ 0120-60-3999

支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校

等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた企業を助成します。

支援金額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※支給上限は1日あたり8,330円(令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円)

対象者

- (1)小学校等が臨時休業等したことに伴い労働者に休暇を取得させた事業主

適用日

令和2年2月27日から12月31日の間に取得した有給の休暇

※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

申請期間

令和2年2月27日から令和2年9月30日までの休暇取得分

▶令和2年3月18日～令和2年12月28日

令和2年10月1日から令和2年12月31日までの休暇取得分

▶令和2年10月1日～令和3年3月31日

39 上下水道料金等支払猶予措置(市)

問い合わせ 水道課(泉配水場) ☎ 0299-55-1108
下水道課 ☎ 0299-55-0111

内容は「市民の皆さまへ28」と同じ、P20を参照して下さい。

40 水道料金改定の延期(市)

問い合わせ 水道課(泉配水場) ☎ 0299-55-1108

内容は「市民の皆さまへ29」と同じ、P21を参照して下さい。

地方創生臨時交付金活用事業

支援情報以外にも、新型コロナウイルス対策を進めています

行方市は、感染症対策と社会経済活動の両立を図りながら、市民サービスを向上させるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した様々な取り組みを進めています。

<p style="text-align: center;">【防災関連】</p> <p>災害時の避難所運営において、3密対策を講じるため、必要な環境づくりを進めます。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災倉庫の整備 ● 避難所備品の購入 (投光器、ヒーター、サーキュレーター、スポットクーラー、テント、間仕切り、マスクインナーなど) ● 災害対応公用車購入 	<p style="text-align: center;">【公共的施設関連】</p> <p>庁舎など公共的施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止に必要な環境づくりを進めます。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サーモグラフィ検温カメラ導入 ● 庁舎窓口のキャッシュレス化推進 ● 道路台帳等情報化推進 ● スポーツ施設感染対策備品購入
<p style="text-align: center;">【移住・定住、地域の魅力向上関連】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、テレワークの普及など地方移住の機運が高まっています。地域の魅力を向上させながら本市への移住・定住施策を進めます。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家バンク登録推進事業 空き家バンクの登録物件を掘り起こし、移住の受け入れ体制を構築します。お近くの空き家情報をお寄せください。 ● デジタルサイネージによる情報発信 霞ヶ浦ふれあいランドの大型ビジョンで観光情報や行政情報を発信しています。 ● レンタサイクルパワーアップ事業 3密を回避しながら運動不足やストレス解消が期待できるサイクリング。つくば霞ヶ浦りんりんロードなど水辺のサイクリングを楽しんでみてはいかがでしょうか。 	
<p style="text-align: center;">【教育関連】</p> <p>全ての園児、児童、生徒が、安心して学習に取り組むことができる環境づくりを進めます。</p> <p>(主な事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIGA スクール構想推進事業 ● 幼小中学校給食の減免 ● スクールバス利用料免除 (4月、5月、8月) ● 学校図書購入 ● オンライン学習環境整備事業 ● 体温・体調管理ツール (スマートフォン用アプリ) 導入 ● 幼稚園送迎利用料免除 (4月、5月、8月) ● 図書館消毒器購入 	

GIGA スクール構想



- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、**多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する**
- これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、**教師・児童生徒の力を最大限に引き出す**

子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の授業が可能です

一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能です

各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられます

(出典：文部科学省)

選んで、アマビエ 必ず、アマビエ



いばらきアマビエちゃんとは？

「いばらきアマビエちゃん」は新型コロナウイルス感染者が発生した際に、感染者と同じ日に同じ施設を利用していた方に対して、県から注意喚起のメールを送付するシステムです。いばらきアマビエちゃん登録店は県のガイドラインに沿って感染防止対策に取り組んでいます。お出かけの際は、いばらきアマビエちゃん登録店を利用しましょう。

※茨城県ホームページで、登録している店舗・施設の情報を一覧で掲載しています。裏面の二次元コードからアクセスできます。
(公表を希望する店舗・施設のみ公表しております。)

もし、訪れた施設やイベントで コロナが発生したら...

同じ日に、同じ施設を利用した方の中から感染者が出た場合同日に利用した全員に県から注意喚起のメールが送信されます。

ご利用方法

店舗・イベントなどを訪問するたびに掲示された「感染防止対策宣誓書」に記載の「二次元コード」を読み取る

STEP.01

読み取ったURLにアクセスして表示される「登録する」を選択

STEP.02

表示されるメール画面からそのままメールを送信すると登録完了

FINISH!

新型コロナウイルスに感染された方が発生した際、県から「その感染者が訪れた場所を同じ日に訪れた方」に対してメールで注意喚起のお知らせ

注意事項

- 「いばらきアマビエちゃん」からのメールは「@ibaraki-coronanext.jp」よりお送りいたします。
- システム登録の前に「@ibaraki-coronanext.jp」からのメールを受信できるよう、ご自身の携帯電話、スマートフォン、パソコンのメール受信設定をご確認ください。メールが届かない場合は受信設定により、注意喚起メールを受信できない状態になっている可能性があります。
- 同じ店舗を別の日に訪問する都度、二次元コードの読み取りが必要になります。

厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）と併用することでより感染拡大防止の効果が期待できます。

茨城県 産業戦略部中小企業課

お問い合わせ

TEL.029-301-5472

いばらきアマビエちゃんの詳細はこちら▶



厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ（略称：COCOA）

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省
ウェブサイト



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金の支給

●支給額

対象施設が1か所の事業者	3万円
対象施設が2か所以上の事業者	6万円

●対象条件

- ・条例(※)に基づき、いばらきアマビエちゃんに登録することを義務付けられている事業者であって、現に「いばらきアマビエちゃん」に登録していること。
 - ・店舗、事業所、施設等を管理する法人または個人事業主であること
 - ・県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること
- ※条例の義務対象など詳細は、県HPでご確認ください。

(※) 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防またはまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例(令和2年10月2日施行)

宣誓・同意事項

申請者は、次の全ての事項について宣誓または同意が必要です。

- ・上記の対象要件を満たす支給対象者であること。
- ・不支給要件に該当しないこと。
- ・知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取および立ち入り検査に応じること。
- ・虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- ・県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組(ガイドライン)」および各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・いばらきアマビエちゃんの利用登録の推進に協力すること。

●申請期間

令和2年10月2日(金)から
令和2年12月31日(木)まで

●申請方法

オンライン申請

(右側QRコードより)



●書面申請

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県アマビエちゃん協力金審査デスク宛

※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予め御了承ください

●必要書類

- ・いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金申請書(様式第1号)
- ・協力金の振込先の通帳等の写し
- ・事業活動・事業内容を証する書面(税務申告書、営業許可書、茨城県が実施した休業要請協力金の支給決定通知書等)
- ・感染防止対策宣誓書の写し
- ・本人確認書類(申請者が個人事業主の場合のみ)
- ・イベントのチラシ等(イベントを行う事業者の場合)

※詳細は、県HPでご確認ください。

●協力金の対象となる施設の類型(例)

対象となる主な事業所

スナック・キャバレー等、カラオケ・ライブハウス等、劇場等、ホテル、旅館、百貨店・ショッピングモール、飲食店、理容室・美容室、大規模イベント

対象とならない主な事業所

学校(大学を除く)、病院・診療所、介護施設等、食品スーパー、オフィス

※詳細は、県HPでご確認ください。



●問い合わせ先

内容、書き方等不明な点については相談窓口にお問い合わせください。

電話：029-301-5472

開設時間：9時～17時(平日のみ)

※詳細については、茨城県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

茨城県HP(協力金に関するページ)



茨城版コロナNext (コロナ対策指針) Ver.2

	Stage4	Stage3	Stage2	Stage1
主な判断基準	【感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態】 陽性者数 - 県内増加 (10人/日超) - 県内経路不明 (5人/日超) 重症病床稼働率 60% 超 - 病床稼働率 70% 超	【感染が拡大している状態】 陽性者数 - 県内増加 (10人/日以下) - 県内経路不明 (5人/日以下) 重症病床稼働率 60% 以下 - 病床稼働率 70% 以下	【感染が概ね抑制できている状態】 陽性者数 - 県内増加 (5人/日以下) - 県内経路不明 (3人/日以下) 重症病床稼働率 30% 以下 - 病床稼働率 45% 以下	【感染が抑制できている状態】 陽性者数 - 県内増加 (1人/日以下) - 県内経路不明 (1人/日以下) 重症病床稼働率 10% 以下 - 病床稼働率 30% 以下
県民 <small>高齢者等：概ね70代以上、基礎疾患有等の重症化リスクの高い方および妊婦</small>	○国の対応状況に応じて自粛要請の可能性有 ※高齢者等へ不要不急の外出自粛を要請	○外出自粛は実施しない ※高齢者等へ注意喚起 (状況に応じて外出自粛要請の可能性あり)	○外出自粛は実施しない ※高齢者等へ注意喚起	○外出自粛は実施しない
※アマビエちゃんが提示されている施設・店舗等の利用をお願い ※利用した際は、利用日ごと、施設・店舗等ごとに利用登録をお願い ※国の接触確認アプリ「COCOA」との併用を推奨				
事業者 <small>(イベント含む)</small>	○国の対応状況に応じて休業要請(開催自粛)の可能性有	○休業要請は実施しない	○休業要請は実施しない	○休業要請は実施しない
※アマビエちゃんの登録と宣誓書の提示をお願い				
学校 <small>学校再開ガイドラインの順守を徹底</small>	○分散登校 (週1日程度) (ただし、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮) (市町村立学校も同様の対応)	○通常登校・通常授業 ○部活動 ○給食 (特別支援学校は状況に応じて分散登校) (市町村立学校も同様の対応)	○通常登校・通常授業 ○部活動 ○給食 (市町村立学校も同様の対応)	○通常登校・通常授業 ○部活動 ○給食 (市町村立学校も同様の対応)
※学校行事(運動会、体育祭、文化祭等)開催時はアマビエちゃんを活用し、来校者へ利用登録をお願い				

こんな時どうする

症状がある方は、すぐにお電話してください。(以下に該当しない場合の相談も可能です。)

- 味覚異常・嗅覚異常、強いだるさ(倦怠感)、高熱、下痢等の症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 (※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

電話相談窓口 0299-66-2114(潮来保健所:平日 9時00分~17時00分)

029-301-3200(茨城県庁内:8時30分~22時00分)

医療機関を受診する場合は、医療機関の種類に関係なく、事前に必ず電話連絡をして相談をしましょう。直接受診してしまうと感染拡大の可能性が高まります。たとえ咳やくしゃみの症状がなくても必ずマスクを着用して下さい。